

議案第 28 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例（昭和５９年佐倉市条例第
１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

２２，９８０円	３０，６４０円	２６，８１０円	８０，４３０円
３，２７０円	４，３２０円	３，７９０円	１１，３８０円
１，７００円	２，２７０円	１，９８０円	５，９５０円
７７０円	１，０３０円	９００円	２，７００円

」を

「

２６，４００円	３５，２００円	３０，８００円	９２，４００円
４，８００円	６，４００円	５，６００円	１６，８００円
１，９００円	２，６００円	２，２００円	６，７００円
８００円	１，１００円	１，０００円	２，９００円

」に改め、

同表備考２（１）中「８００円以上２，０００円」を「１，０００円以上３，
０００円」に、「３割」を「４割」に改め、同表備考２（２）中「２，０００円
以上４，０００円」を「３，０００円以上５，０００円」に、「５割」を「８割」
に改め、同表備考２（３）を削り、同表備考２（４）中「６，０００円」を「５，
０００円」に改め、同表備考２（４）を同表備考２（３）とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料であって、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日前の佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認の申請があった佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。